

が検討されなければならない。

(7) また、遊びに関する施策には、上記のような子どもの主体性を尊重する動きがある一方で、これに反するものがあることも見逃せない。

文部科学省は、2002年からはじまる公立学校の完全週休2日制実施にあたって、その内容は「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」を策定し、子どものゆとりを確保し、家庭や地域社会での豊富な生活体験、社会体験、自然体験の機会を与えることを目的とし、完全学校週5日制の実施に向けて、平成11年度から13年度までの3年間に、地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもたちの様々な活動を振興する体制を整備するため、関係省庁の協力を得ながら、緊急かつ計画的に子どもたちの体験活動の機会の充実などに資する施策を推進するとしている。

全国子どもプランは、21世紀を担う生きる力をもった子どもたちを育てるために、それぞれの地域が実施する様々な子どもたちの心を揺さぶるような体験活動、地域づくりや人々との交流を図る取り組みを応援するとしている。

しかし、このような大人主体の「体験活動」や、官主導による「地域で子どもを育てる環境の整備」が、「自分の責任で自由に遊ぶ」という遊びの本質に反しないかの検討が必要であろう。

2 求められている「遊び」

(1) これまで述べてきたように、遊びは、子どもの成長発達にとって、「教育」と同様に欠かせない役割を担っている。

したがって、求められる「遊び」とは、社会力をはじめとする子どもの成長発達全般にとって必要な多様な要素を育むこと出発する。

そして、①生きていることや命の尊厳を実感することができる、②身体能力・自己防衛能力等生きてゆく上で必要な能力を高めることができる、③自分自身を知り、自分を生かし、障害を乗り越える方法を覚える（自己肯定感）、④他者の価値を認め、他者とともに生きてゆく力を獲得できるようになる、といった「遊び」の意義が発揮されるよう、①身体の発達を促すという要素以外に、②集団での遊びや異年齢の子どもとの交流ができること、③他者と協力しながら一つのものを作り上げるような遊びであること、④自らが遊びのルールを決めたり遊び場そのものを作り替えるなどの遊びの環境に関わることができること、⑤創造性、自主性を養うための自由な時間と空間などが必要であろう。

この点、仙田氏は、前掲「子どもとあそび」において、主に遊びの「場」の分析の視点から、『子どもには、①自然スペース、②オープンスペース、③道スペース、④アナーキースペース、⑤アジトスペース、⑥遊具スペースの6つの原空間が必要』と指摘している。

仙田氏の指摘する④アナーキースペース、⑤アジトスペースといったものは、天野氏が提唱する子どもの「悪」を「許容」する考え方と通じるものがあり、また、様々なスペースが必要であるという考え方は、多様な遊びが子どもの成長発達に必要であるという考えと通じる。

もっとも、遊びにとって一番大切な要素は、天野氏が「遊びは命の源」と指摘するとおり、やりたいことを時間も忘れて思いっきり自由に遊ぶことによって、生き

ていることの実感を得るところにあると考えられるのであり、その本質は、子どもが（親・学校・地域から）自由な時間と空間を取り戻し、「自分の責任で自由に遊ぶ」ところにあると言える。

(2) したがって、幼少期・小学校時代に関しては、①親をはじめ国、自治体、地域は、子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことの重要性を認識し、子どもの自由な時間と空間を確保し大人に管理されない状態で子どもを自由に遊ばせること、②国・自治体は子どもたちが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことができる自然を生かした遊び場を各地域につくり、その遊び場の運営に必要な財政的援助をすること、③地域はそのような遊び場の運営主体となる必要があるであろう。

(3) また、中学校・高校時代に関しても、同様に「自分の責任で自由に遊ぶ」ことは子どもが成長発達していく上で重要な意味を持つ。

ただ、「遊び」の形態が、自然の中で駆け回って遊ぶことから、部活動やバンド活動、地域の祭りやサークル、ボランティア、etc.といった様々な活動に変容していくだけである。

したがって、今後は、すべての人が中学校・高校時代においても遊びが子どもの成長発達に重要な意義を持つことを認識した上で、①親をはじめ国、自治体、地域は、子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことの重要性を認識し、子どもの自由な時間と空間を確保し大人に管理されない状態で子どもを自由に遊ばせ、活動させること、②国・自治体は、そうした子どもの遊びや活動の場を確保するために企画段階から運営に至るまで子どもたちの参加を認めた地域施設を作ること、③地域はそのような遊びや活動の場の運営主体となる必要があるであろう。

(4) なお、前述のとおり、子どもたちがお金をかけずに集まることができる「居場所」がほとんど存在しないという現状の中で、児童館などの施設に、中高生あるいは無職少年たちがたむろし、とりわけ、問題行動に及んだり、あるいは、深刻な家庭的背景を抱えた子どもに対して、職員（児童厚生員）や地域が十分に対応できていないという問題点が指摘されている。

このような困難な問題を抱えた子どもたちの居場所を積極的に提供することも重要であり、このような子どもたちを地域から排除するのではなく、子どもたちが安心して集まり、かつ、主体的に遊びや活動に参加できるようにするために、子どもたちの声に耳を傾け、その意見を反映させてゆく参加型の地域活動を目指してゆくことが必要だと思われる。

(5) ところで、これらの活動を継続的・発展的に援助していくためには、国・自治体は、専門の職員を養成していく必要がある。

児童虐待への対応においても言われているとおり、現在の日本の自治体はその大部分が子どもにかかわる福祉職を専門職として採用していないため、「前の職場は下水道局でした。」というような職員が、子どもに関する行政を任されている現状がある。また、常勤職員の数を増やすどころか減らされ、非常勤職員での対応にシフトしてゆこうとする傾向もあり、そうすると、ますますその専門性を確保してゆくことが困難となってしまう。

これでは、担当職員個人の熱意と力量のみで施策が実施されることになり、継続

的・発展的な活動には到底結びつかない。

したがって、国・自治体は、遊び場や児童館などの福祉施設に関わる職種を公的資格として責任をもって養成し、自治体はそうした有資格者を採用していく必要がある。

3 「遊び」と「地域」における安全性

このように、求められている「遊び」と「地域」は、子どもが自由な時間と空間の中で他者との関わりを学びながら成長発達してゆける環境であるが、その場合、子どもの成長発達過程における安全性をどのように確保するのかが問題となる。

なぜなら、事故があった場合の管理責任の追及が、空き地や川などの地域における子どもの遊び場を奪っていったという側面は否定し難いからである。

この点について、もっとも大切なのは、単に子どもから遊び場を奪うのではなく、①事故が起こった場合に、責任の追及をおそれて事故原因の解明を避けることなく、原因をきちんと究明すること、②そのためにも、事故の賠償責任は施設や監督者といった個々に負担させるのではなく、社会全体（国）が補償するシステムとして整備することの2点であろう。

第5 「遊び」「活動」環境整備の実践例

1 はじめに

現代における「遊び」の現状とこれから求められる「遊び」について述べてきたが、このような「遊び」の重要性や「遊び」環境整備の必要性は、各自治体や地域でも理解され、その試みが徐々に実践されつつあることは喜ばしいことである。

前述のとおり、中央教育審議会は、「新しい時代を拓く心を育てるために」一次世代を育てる心を失う危機」と題する1998年6月30日付の答申を出しているが、その中で、家庭に対し、とくに幼児期から小学生段階での「遊び」の重要性を再認識することを求め、早期教育にのめり込む親に対し警鐘を鳴らしている。また、地域社会の中に「子どもたちが自由に遊ぶことのできるプレーパークのような遊び場を用意することを大いに進めるべきである」と提言している。

2 冒険遊び場の現状

1979年7月に全国に先駆けて東京都世田谷区が冒険遊び場「羽根木プレーパーク」



を設置した以降、冒険遊び場は全国各地で次々に誕生している。とりわけ、2000年初めから2001年夏までの約1年半の間に、東京都杉並区、日野市、横浜市神奈川区、千葉県松戸市、長野市、大阪市住吉区、神戸市西区、広島県福山市など約35ヶ所で新たにスタートし、現在では大小合わせて100ヶ所に達するという。

冒険遊び場とはどのようなものを東京都世田谷区でみてみよう。世田谷区内のプレーパークは、常設のものが3ヶ所、準備中のものが1ヶ所あり、最大の特徴は、運営には住民による自主組織があたり、開園時にはプレーリーダーと呼ばれる大人が常駐し、行政（世田谷区）は資金と場所の提供を行うという運営形態にある。「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに掲げ、一切の禁止事項を解除したこの遊び場では、火、水、土、木材などを自由に使っての遊びや鋸や、ナイフ等の工具を使っての工作、小屋作り、昔ながらの「ベーゴマ」や「釘さし」などが同時進行で行われている。リーダーハウス（事務所）や木の上の小屋、大滑り台やブランコなどの遊具を始め、机や椅子などが全て手作りで、作っては壊し、壊しては作るということを繰り返しているため、遊び場として「完成」するということがない。そのためか、個々人の興味に応じたイメージで関わることができ、遊びに来る子どもの年齢層も幼児から小中学生、高校生と全てにわたっている。親や地域の人々がさらに加わるので、ありとあらゆる世代が同居した遊び場だといえるものである。

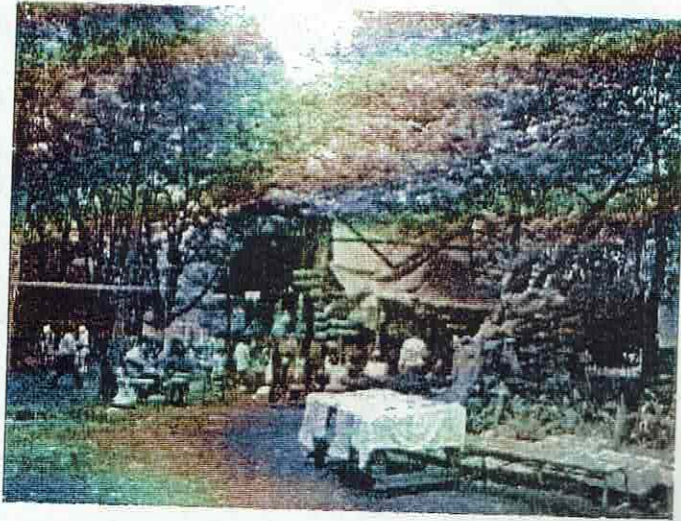


門田啓司氏は、地域に冒険遊び場が存在することの意義について、単に子どものためのユニークな遊び空間があるというだけでなく、地域の大人たちに地域をさらによくし、盛り立てていこうとする志があることを暗示するものであり、このようなコミュニティ意識を支えるのが大人たちの覚悟づくりにつながる活動の中に子どもたちが取り込まれることによってこそ、子どもの社会力は真実に育つのだと断言できると主張している。

ただ、行政の資金提供といっても、冒険遊び場のための予算は最小と云わざるを得ない。世田谷区では各プレーパークに3名ずつのプレーリーダーが配置されているが、プレーリーダーは全員のアルバイト料が予算として確保されているわけではなく、地域が自己資金から捻出せざるを得ない状況にある。また、財政難を理由にプレーパー

クの総事業費が削減されている。

冒険遊び場の存続・発展のために財政的な支援は不可欠であるから、行政が冒険遊び場の意義・重要性を再認識し、優先的な予算措置を講ずる必要があるだろう。



3 中高生の「遊び場」「活動の場」について

- (1) 子どもたちの年齢・発達段階に応じて、子どもたちの「遊び」にも変化が生じてくる。中高生ともなれば、学校では部活動が行われてこともあり、スポーツに熱中する子どももいれば、音楽に興じ、友人とバンド活動を行う子どももいる。

「遊び」の重要性は、幼少期、小学生時代の「遊び」に限らず、中高生の「遊び」「活動」においても、それが、子どもたちの自発的な意志、自分の責任において行われている限り、同様であるといえるだろう。

したがって、子どもの発達段階に応じた子どもたちの遊び場、活動の場を提供することは大人にとって重要な責務なのである。

- (2) そこで、以下、中高生の「遊び場」「活動の場」として注目されている実践例として「ゆう杉並」を紹介したい。

「ゆう杉並」とは、1997年に開館した「杉並区立児童青少年センター」と「男女平等推進センター」との複合的施設の変称である。このうち、前者は、中高生が主役で、芸術や文化、スポーツなど自主的な活動を行い、相互に交流できるアクティブスペースである。具体的には、体育室、スタジオ、ミキシングルーム、ホール、集会室など多目的に使用できる施設から構成されている。(ステージの裏にはフリークライミング・ウォールがある。)

児童館といえば通常小学生に利用されてきたが、杉並区は、全国でも初めての試みとして中高生をターゲットとした。杉並区は、児童青少年センターを設置するにあたり、43名の中高生で構成される「中高生委員会」を設置し、その意見に基づいて設備設計をしていったということである。そのほとんどの意見が採り入れられて施設は完成し、「中高生委員会」は、施設完成後は中高生16名で構成される「中高生運営委員会」に改組され、施設運営に子どもの意見が反映される仕組みになって

いる。

こうして、現在は、1日約400人が放課後に集まってくる「若者のひろば」になっている。中高生が自主的にスポーツ、音楽に利用し、談笑し、あるいは、さまざまなイベントを企画するなどして、中高生の「遊び場」「活動の場」「居場所」として機能しているのである。

- (3) 中高生段階になれば、自分たちが興じる「遊び」「活動」について、十分な意見表明をなしうるものである。「ゆう杉並」の実践のすばらしいところは、子どもたちの意見が、ハード面（設備）、ソフト面（運営）のいずれにも反映されている、というところである。それは、子どもの権利条約の実践として大きな意味をもつものであるが、これまで強調してきたところの、子どもが自分の責任において自由に、自発的に遊び、活動するという観点からみて非常に重要である。

子どもの発達段階に応じた子どもたちの遊び場、活動の場を提供することが大人にとって重要な責務であると述べたが、それを実践するにしても、このように、それが、子どもの責任において、自由に、自発的に遊び、活動できる場所にするために、それが大人からの一方通行の提供ではなく、大人と子どものパートナーシップのもとに進められなければならないのである。

そして、その過程こそが、「社会力」の形成にとって大きな力になることを意識する必要があるだろう。

4 モラトリアム期青年たちの「遊び場」「居場所」

なお、学校を卒業したものの、社会人として出発するに至っていない時期の青少年たちにとっても、自分の責任で自由に遊び、活動する場というのは重要である。彼らも、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを経験することで成長してゆくのである。

ここでは、1つ、千葉県柏市の実践を紹介したい。

千葉県柏市の柏駅周辺では、近年、路上でギターの弾き語り等をするストリート・パフォーマーが増え、当初商店街の人々は、彼らの残すゴミなどに悩まされていた。この問題を検討した柏商工会議所青年部は、発想を変え、彼らを排除するのではなく、商店街を彼らの居場所として認めながら、彼らに地域住民との協調を求めた。その結果、ストリートパフォーマーたちは、自分たちの居場所は自分たちで守るという気概のもとに、自ら清掃や後始末をするようになり、商店街の人々との友好的な関係が生まれた。1998年からは、商工会議所青年部が中心となって、ストリートパフォーマーのコンテスト「ストリートブレイク KASHIWA」（柏市などが主催）が開かれるようになり、商店街の活性化や街づくりに貢献している、という。

地域の大人たちも、ストリートパフォーマーたちも、ともに他者の価値を認め合って、見事に地域社会での共存を実現している。地域団体の発想を変えた活動が、青少年たちの社会力を十二分に引き出し、育てているといえるのではないだろうか。

第6 提言

1 子どもの「悪」に寛容であるべきである

子どもは、幼少期にさまざまな「取り返しのつく悪」を経験することによって、「悪」の怖さ、残酷さを知り、将来の「悪」の誘惑に対して、これを踏みとどまるこ

とができるようになる。

しかし、今、大人たちは、子どもの行動の細部にまで目を行き届かせ、子どもが行おうとする「取り返しのつく悪」を事前に察知し、制止する傾向にあり、現代の子どもたちには、「悪」の体験学習の機会が少ない、という問題が生じている。

したがって、親や地域の大人は、子どもの「取り返しのつく悪」を単純に拒否するのではなく、人間が「悪」を行わざるをえない存在であること、その「悪」と辛抱強くつき合うことの重要性を認識しつつ、子どもに接し、その成長を支援すべきである。

2 子どもが自分の責任で自由に遊べる時間と空間を確保すべきである

子どもたちは、「遊び」によって、生命とその尊厳を実感し、その身体能力を高めるだけでなく、自分自身の価値を認め、これを生かす方法を身につけ、さらには、他者の価値をも認め、他者とともに生きてゆく力を獲得できるようになる。そして、自由な時間と空間を取り戻し、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことによってこそ、その「遊び」の意義は遺憾なく発揮されるのである。

したがって、親をはじめ国、自治体、地域は、子どもたちが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことの重要性を認識し、子どもの自由な時間と空間を確保し、大人に管理されない状態で子どもを自由に遊ばせ、活動させるべきである。

3 地域に遊び場・施設を作り、その運営に必要な財政的援助をすべきである

子どもたちが「自分の責任で自由に遊べる」ような場所は、残念ながら極めて少ないといえる。国・自治体には、子どもたちが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことができる自然を生かした遊び場を各地域につくり、その遊び場の運営に必要な財政的援助をすることが求められる。

また、中学校・高校時代においても、自分の責任で自由に遊び、活動することは重要であるから、国・自治体は、子どもの遊びや活動の場を確保するために、設立・企画段階から運営に至るまで子どもたちの参加を認めた地域施設を各地に設置すべきである。

4 地域の大人たちは遊び場や活動の場の運営主体として積極的に関わるべきである

地域に遊び場や活動のための施設が設置され、必要な財政的援助がなされたとしても、それが地域に根付くためには、地域の大人たちの関わりが不可欠である。また、地域の大人たちが子どもの遊びや活動に積極的に関わることによって、子どもの自主行為の相手が広がることになり、社会力も高まることになる。

したがって、地域の大人が、遊び場や活動の場の運営主体として積極的に関わるべきである。

5 遊び場などの職員を専門職として位置づけるべきである

子どもの遊び・活動を継続的・発展的に援助させていくためには、国・自治体は、専門の職員を養成していく必要であり、専門性が確保されなければ、担当職員個人の熱意と力量のみで施策が実施されることになり、継続的・発展的な活動には到底結びつかない。

したがって、国・自治体は、遊び場や児童館などの福祉施設に関わる職種を公的資格として責任をもって養成し、自治体はそうした有資格者を採用していく必要がある。

【主な参考文献】

- ・門脇厚司著『子どもの社会力』岩波新書
- ・仙田満著『子どもと遊び—環境建築家の眼—』岩波新書
- ・田中治彦編著『子ども・若者の居場所の構想』学陽書房
- ・河合隼雄著『子どもと悪』岩波書店
- ・子どもの権利条約をすすめる会編『How Tow 子どもの権利条約』